

令和 8 年 第 2 回 長 久 手 市 議 会 定 例 会
追 加 議 案 一 覧 表

議案番号	件 名	所 管
議案第 4 3 号	令和 8 年度長久手市一般会計補正予算（第 3 号）	総務部
議案第 4 4 号	長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	くらし文化部
議案第 4 5 号	杵ヶ池体育館大規模改修工事請負契約の締結について	くらし文化部

令和8年第2回 長久手市議会定例会 議事日程（案）

一般質問

順 序	区 分	氏 名	
1	個人	田 崎 あ き ひ さ 議 員	6月16日(火) 5 人
2	個人	野 村 弘 議 員	
3	個人	さ さ せ 順 子 議 員	
4	個人	岡 崎 つ よ し 議 員	
5	個人	木 村 さ ゆ り 議 員	
6	個人	水 野 勝 康 議 員	6月18日(木) 5 人
7	個人	山 田 か ず ひ こ 議 員	
8	個人	大 島 令 子 議 員	
9	個人	伊 藤 真 規 子 議 員	
10	個人	わたなべさつ子 議 員	
11	個人	な か じ ま 和 代 議 員	6月19日(金) 4 人
12	個人	お く だ け ん じ 議 員	
13	個人	川 合 と も ゆ き 議 員	
14	個人	富 田 え い じ 議 員	

令和8年第2回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第3号 5月19日		公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情	愛知県名古屋市名東区 [redacted] [redacted] 学校教育の中立性と透明性を守る愛知県民の会 提出者代表 [redacted] 東京都文京区 [redacted] [redacted] [redacted] 共同提出者 前参議院議員 [redacted]	

令和8年5月19日

長久手市議会議長
山田けんたろう 様

電話番号

提出者代表

共同提出者



公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

【陳情理由】

中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力を育むことが求められます。中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、その重要な役割を果たしています。

平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が発達段階に応じて多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。

教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。

本陳情を通し、中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。

亡くなられた[REDACTED]さんの御遺族は、事故当日の経過について、インターネット上で公表されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。

さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いも綴られています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。

文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、

同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。

なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、日本教職員組合、愛知公立高等学校教職員組合をはじめ、名称上確認できる教職員組合系団体が、各都道府県あわせて300団体以上確認できます。自治体内でも教職員系団体、及び中学校・高校の教員本人が、辺野古移設反対活動への「寄付」を呼び掛けている実態はないのでしょうか。また、こうした反対活動を支援する教員が、教室内や校外学習において、生徒たちの「平和学習」を指導している可能性はないのでしょうか。

教壇に立つ教職員や教育現場に関係する団体が、特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を、改めて確認する必要性を示すものです。

以上、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情いたします。

【陳情項目】

① 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

② 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

③ 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。そのうえで、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。

④ ③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。その結果を、今後の指導及び改善に生かすこと。

本陳情における引用・参考資料一覧 概要説明および参照リンク

資料番号	引用資料名	概要説明
資料 1 	教育基本法 第14条 学校教育の政治的中立について	第2項「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」。
資料 2 	文部科学省「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」（令和8年4月7日付）	今回の事故を受け、学校に対し、校外活動の安全確認、保護者説明、船舶利用時の事業者確認等を徹底するよう求めたもの。
資料 3 	大阪府教育庁「国内修学旅行・宿泊研修の安全確保に係る実態調査結果」（令和8年4月28日付）	府立高、特別支援学校、府立中、私立小中高の計394校を対象に調査実施。事故が発生した団体との関わりは確認されなかった。同調査対象には市町村立中学校は含まれていない。
資料 4 	辺野古基金「賛同団体一覧」公式ページ 及び 教職員系組合の関わり	同公式ページ掲載資料より名称上抽出 ▷ 公表された賛同団体数 1,280団体 ▷ 教職員系組合310団体（全体の24.2%で最多） 310団体は、28都府県内の地方組織 及び全国組織「日本教職員組合」「日本退職教職員協議会」等 ▷ 他、地方公務員で構成される労働組合や民間労働組合、市民団体等が賛同団体として公表
資料 5 	御遺族が公表したウェブサイト「辺野古ボート転覆事故遺族メモ」（note）	犠牲となられた■■■■さんへのご遺族の想いととも、事故当日の経過、学校から家族への連絡、修学旅行・校外学習における安全確認や保護者説明、平和教育のあり方に関する問題意識が示されています。
資料 6 	その他、辺野古沖事故や平和教育に関する報道資料 等	事故による被害状況、文部科学省による学校法人同志社への聞き取り等

各資料の原文・出典は、右のQRコードよりご確認ください。



資料作成：学校教育の中立性と透明性を守る会

お問い合わせは、ウェブサイト <https://fair-edu.net/> 内のフォームより承ります。

「辺野古基金」の公表賛同団体1,280団体のうち、名称上確認できる教職員・学校職員系組合は310団体、全体の24.2%を占め、分類別では最多となっています。日本教職員組合（日教組）、日本退職教職員協議会（退教協）等も賛同団体として確認できます。

辺野古基金公式ウェブサイトに掲載されている規約より

第2条に同基金の「目的」、第3条に「活動」を記載。第4条（組織）に「賛同する団体及び個人の寄付をもって基金を構成する」とあります。

自治体内の教職員系団体、及び中学校・高校の教員本人が、辺野古移設反対活動への「寄付」を呼び掛けている実態はないのでしょうか。また、こうした反対活動を支援する教員が、教室内や校外学習において、生徒達の「平和学習」を指導している可能性はないのでしょうか。

辺野古基金規約

（名称、事務所）

第1条 名称及び事務局所在地

本会は、「辺野古基金」（以下本会とする）といい、組織・事務局を那覇市内に置く。

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎2丁目105-18 官公労共済会館 B1

（目的）

第2条 本会は、辺野古新基地建設に反対し、建白書において要求されたオスプレイ配備の撤回、普天間基地の閉鎖・撤去及び県内移設を断念させる運動（活動）の前進を図るために物心両面からの支援を行い、沖縄の未来を拓くことを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、必要な支援・活動を行う。

（組織）

第4条 本会は、第2条に定める設立趣旨に賛同する団体及び個人の寄付をもって基金を構成する。

令和8年第2回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

整理番号 及 び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第 4 号 5月26日		住宅地における飲食店営業に伴う 臭気対策を求める陳情	愛知県長久手市 [redacted] [redacted]	



陳情書

令和8年5月25日

長久手市議会議長 山田けんたろう 殿

住宅地における飲食店営業に伴う臭気対策を求める陳情

趣旨

住宅地に立地する飲食店営業に伴う調理臭により、周辺住民の生活環境に影響が生じています。

悪臭は悪臭防止法において規制対象とされていることから、市民が安心して生活できる住環境を維持するため、行政による適切な調査及び対応を求めます。

事項

1. 住宅地の飲食店営業に伴う臭気について、市民から相談があった場合には、現地確認等をすみやかに適切に実施すること。
2. 悪臭防止法及び関係法令に基づき、必要に応じて臭気測定等を実施すること。
3. 臭気による生活環境への影響が確認された場合には、悪臭防止法及び関係法令に基づき、必要な指導及び改善措置をすみやかに適切に実施すること。
4. 住宅地の飲食店に対し、周辺住環境への配慮及び適切な臭気対策を促すこと。
5. 住民・事業者・行政間で円滑な相談及び情報共有が行われるよう努めること。



理由

長久手市内の住宅地に立地するうなぎ店に関し、営業開始後、調理臭について周辺住民から相談が寄せられています。

住民からは、

- ・窓を開けられない
- ・洗濯物等に臭気が付着して不快
- ・屋外で過ごすづらい時間帯がある
- ・臭気による不快感で体調面が不安
- ・今後もにおいが続くのではないかと不安で精神的負担を感じている

など、日常生活に具体的な支障が生じており、安心して生活できる住環境が損なわれつつあります。特に、住宅地における問題であることから、住民の不安や負担は日々継続しており、早期の状況確認及び対応が求められています。

良好な住環境を期待して長久手市へ転居した住民からは、安心して窓を開けることも難しく継続的な精神的負担を感じているとの声があり、特に小さな子どもを育てる世帯や静かな環境での隠居生活を期待して居住している住民にとっては、本来期待していた住宅地としての生活環境との隔たりを強く感じる状況となっています。

一方で、事業者側でも臭気対策設備の導入等が行われている事例があることから、行政による客観的かつ中立的な状況確認及び制度運用が重要であると考えます。

市民の生活環境を守る観点から、迅速かつ適切な対応をお願いしたく、本陳情を提出します。

陳情者住所

[REDACTED]

陳情者氏名

[REDACTED]

令和 8 年第 2 回長久手市議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 4 日(木)午前 1 0 時開議

第 1 議席の変更

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 諸般の報告

- 1 常任委員会等正副委員長の選任について
- 2 議案の提出について
- 3 監査結果について
- 4 繰越明許費繰越計算書、事故繰越し繰越計算書及び継続費繰越計算書について
- 5 下水道事業会計に係る繰越計算書について
- 6 損害賠償の額の決定及び和解について
- 7 議案説明員について

第 5 議案第 3 7 号令和 8 年度長久手市一般会計補正予算（第 2 号）から議案第 4 5 号杣ヶ池体育館大規模改修工事請負契約の締結についてまで
（議案の上程、提案者の説明）

第 6 議案第 4 2 号長久手小学校建物改修工事(南校舎東棟及び北校舎)請負契約の締結について
（議案に対する質疑、委員会付託）

第 7 諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦について及び諮問第 2 号人権擁護委員の候補者の推薦について
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

令和 8 年第 2 回長久手市議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 5 日（金）午前 1 0 時開議

第 1 諸般の報告に対する質疑

第 2 議案第 4 2 号

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

第 3 議案第 3 7 号から議案第 4 1 号長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまで及び議案第 4 3 号令和 8 年度長久手市一般会計補正予算（第 3 号）から議案第 4 5 号まで

（議案に対する質疑、委員会付託）

令和8年第2回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和8年6月16日(火)午前9時30分開議

第1 一般質問

（個人質問）

田崎あきひさ 議員

野村 弘 議員

ささせ順子 議員

岡崎つよし 議員

木村さゆり 議員

令和8年第2回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和8年6月18日(木)午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

水 野 勝 康 議員

山 田 か ず ひ こ 議員

大 島 令 子 議員

伊 藤 真 規 子 議員

わたなべさつ子 議員

令和8年第2回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和8年6月19日(金)午前9時30分開議

第1 一般質問

（個人質問）

なかじま和代 議員

おくだけんじ 議員

川合ともゆき 議員

富田えいじ 議員

令和 8 年第 2 回長久手市議会定例会議事日程（第 6 号）

令和 8 年 6 月 3 0 日 (火) 午前 1 0 時開議

- 第 1 議案第 3 7 号から議案第 4 1 号まで及び議案第 4 3 号から議案第 4 5 号まで
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- 第 2 議員派遣の件

議席の変更

1 番	お く だ け ん じ	議 員
3 番	川 合 と も ゆ き	議 員
4 番	水 野 勝 康	議 員
5 番	伊 藤 真 規 子	議 員
6 番	野 村 弘	議 員
7 番	富 田 え い じ	議 員
8 番	わ た な べ さ つ 子	議 員
9 番	山 田 か ず ひ こ	議 員
10番	大 島 令 子	議 員
11番	さ さ せ 順 子	議 員
12番	木 村 さ ゆ り	議 員
13番	な か じ ま 和 代	議 員
15番	山 田 け ん た ろ う	議 員
16番	岡 崎 つ よ し	議 員
18番	田 崎 あ き ひ さ	議 員

議 場 配 席 表

本会議

傍				聴	席			
18 田崎 あきひさ	17	16 岡崎 つよし	15 山田 けんたろう		14	13 なかじま 和代	12 木村 さゆり	11 ささせ 順子
	10 大島 令子	9 山田 かずひこ	8 わたなべ さつ子		7 富田 えいじ	6 野村 弘	5 伊藤 真規子	
4 水野 勝康	3 川合 ともゆき			質問席		2	1 おくだ けんじ	
監査委員事務局長	参 事	副市長	市 長		教育長	教育部長	教育部次長	
くらし文化部次長	くらし文化部長	市長公室説明員	市長公室長	演壇	福祉部長	福祉部次長	子ども部長	子ども部説明員
建設部説明員	建設部長	総務部説明員	総務部長	議長席	議会事務局長		書 記	

出入口

議案付託表（総務くらし建設委員会）

議案番号	件 名
------	-----

議案第 3 8 号	長久手市行政手続条例の一部を改正する条例について
-----------	--------------------------

議案第 3 9 号	長久手市税条例の一部を改正する条例について
-----------	-----------------------

議案第 4 4 号	長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
-----------	---------------------------------

議案第 4 5 号	杣ヶ池体育館大規模改修工事請負契約の締結について
-----------	--------------------------

議案付託表（予算決算委員会）

議案番号	件 名
------	-----

議案第 37 号	令和 8 年度長久手市一般会計補正予算（第 2 号）
----------	----------------------------

議案第 43 号	令和 8 年度長久手市一般会計補正予算（第 3 号）
----------	----------------------------

令和8年第3回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和8年9月1日～9月29日 29日間)

日 次	月 日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	9月1日	火	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、 諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	9月2日	水	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会后 予算決算委員会
第3日	9月3日	木		休 会
第4日	9月4日	金	午前9時30分	常任委員会
第5日	9月5日	土		休 会
第6日	9月6日	日		休 会
第7日	9月7日	月	午前9時30分	常任委員会
第8日	9月8日	火		予 備 日
第9日	9月9日	水	午前9時30分	常任委員会
第10日	9月10日	木	午前9時30分	常任委員会
第11日	9月11日	金		予 備 日
第12日	9月12日	土		休 会
第13日	9月13日	日		休 会
第14日	9月14日	月	午前9時30分	本会議 一般質問
第15日	9月15日	火	午前9時30分	本会議 一般質問
第16日	9月16日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第17日	9月17日	木		予 備 日
第18日	9月18日	金	午前9時30分	予算決算委員会
第19日	9月19日	土		休 会
第20日	9月20日	日		休 会
第21日	9月21日	月		休 会
第22日	9月22日	火		休 会
第23日	9月23日	水		休 会
第24日	9月24日	木		予 備 日
第25日	9月25日	金	午前10時	議会運営委員会
第26日	9月26日	土		休 会
第27日	9月27日	日		休 会
第28日	9月28日	月		休 会
第29日	9月29日	火	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、 討論採決) 閉会

8月18日(火) 午前10時 議会運営委員会

8月24日(月) 午前8時30分から 8月25日(火)正午まで

一般質問及び決算審査意見書質疑通告受付

8月25日(火) 正午 陳情書及び請願書等受付締切り

8月27日(木) 午前10時 議会運営委員会